

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福井県

2 構造改革特別区域の名称

ふくいIT達人育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

福井県の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県経済は、戦前からの繊維、眼鏡、戦後は繊維、眼鏡に加えて電気、機械などの製造業が牽引役となって、成長、発展してきた。特に繊維（合繊長繊維織物）や眼鏡枠は、それぞれ39.2%（平成16年）、96.0%（平成15年）と全国でもトップのシェアを占めているが、経済のグローバル化による県内企業の220拠点（平成16年12月時点）にのぼる生産営業拠点の海外移転や経済のサービス化による非製造業への労働人口の移動等によりその地位は低下している。

福井県民経済計算でみると、平成3年度における県内総生産に占める製造業の割合は25.8%と約1/4を占めていたが、平成15年度には20.8%と1/5までに下がっている。また、従業員数も、事業所・企業統計調査でみると、平成3年の126,100人から平成16年には89,608人と36,492人、率にして29.8%の減となっており、本県経済の中で製造業の占める割合は減少している。

一方、サービス業は、同じように福井県民経済計算で見ると、県内総生産に占める割合は、平成3年度の13.0%から平成15年度には17.4%となっており、着実に伸びてきている。中でも、情報サービス業は、事業所・企業統計でみると、従業員数は、平成3年の2,270人から平成16年は3,180人と率にして40.1%増の大きな伸びを示している。急速に進むIT化を背景として、情報サービス業は成長が見込まれる産業であり、本県としても、今後の経済発展の一翼を担う産業として育成、発展させていく必要がある。

こうした社会経済情勢の変化に対して、本県では平成15年に「挑戦（チャレンジ）ふくいー福井県経済社会活性化プランー」を策定し、その中で、長年培った“ものづくり”技術を活かして活性化を図る『産力強化』と並んで、『生き生きサービス業』としてサービス産業振興の重要性を掲げ、その中で、人的能力への依存が大きく知的労働集約型の点から雇用効果の高いIT関連産業の振興を進めている。

また、情報サービス産業は、雇用効果だけでなく、他産業の経営の高度化・効率化に大きな役割を担うことから、その振興に向けて積極的に取り組むことが重要であり、21世紀における情報立県の実現をめざして平成13年に策定された「福井県IT推進アクションプラン（計画期間：平成13～17年度）」でもITによる産業の振興を主要施策の柱としている。

これに基づき、本県では、情報サービス産業の振興と一般企業のIT導入を重要施策として、技術力の向上、販路拡大、人材育成などの具体的施策を県内の産業支援機関と連携を図りながら実行するとともに、IT関連企業の本県への誘致に力を入れている。

さらに、「福井県IT推進アクションプラン」の後継プランとして現在、策定中の「uーふくい推進指針（計画期間：平成18～22年度）」では、県内産業を一層活性化させるため、産業界におけるICT（※）利活用の促進やICT関連企業の支援・育成・誘致などを重要施策として取り組むことにしている。

しかしながら、昨今のデジタル技術やネットワーク技術の急激な発展など、企業を取り巻く環境が変化するスピードは速く、本県においては、情報サービス企業を

支えるIT技術者や一般企業のIT化を担う人材の不足は大きな問題となっている。本県の有効求人倍率をみると、17年11月時点で1.26倍と47都道府県中6位と全国的にみても高い数字となっており、企業の人材需要に対して、供給が追いつかない状況にある。特に、情報処理技術者は、17年4月から10月までの6カ月間で通算2.43倍と企業側の需要が供給を大幅に超過している。

IT技術を身に着けた人材の確保は、単に短期的な雇用問題ではなく、長期的にみても、本県経済の今後の発展を左右する重要な課題であり、その育成・確保に向けて産・学・官が一体となって取り組んでいかなければならない。

※「ICT (Information&Communications Technology)」という用語は、基本的にはIT (information Technology) と同義だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明瞭にするために、近年、国でも「IT」に替えて「ICT」を使用するようになってきている。「うーふくい推進指針」では、人と人、組織（企業や行政）と組織、人と組織を繋ぐコミュニケーションが重視されるべきと考え、「ICT」を使用する。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 情報サービス企業等への就職を促進

情報サービス企業や一般企業の多くは、情報処理技術者を欲しているが、専修学校生などが就職をめざす場合、当該資格を採用の基準の1つとみている企業は多く、当該資格を習得していない場合、企業側は受験者を十分な学習がなされていないとみなすことが多い。このため、本特例措置が適用されれば、専修学校等の学生がゆとりをもって技能修得に望むことが可能となり、これにより、資格取得者を増加させることができ、結果として、県内企業側に対して基本的な情報処理能力を有する人材をより多く供給することが可能となる。

17年度の本県における初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験の結果は、合格率がそれぞれ26.8%、13.3%で、47都道府県中、それぞれ18位、14位の結果となっている。政令都市を抱える都道府県を除けば、それぞれ8位、9位で、受験環境として大都市圏に比べハンディを抱える地方にあっては上位のクラスにある。しかし、国全体の合格率は初級システムアドミニストレータ試験が27.7%、基本情報技術者試験が13.5%であり、本県としても、全国平均を上回る合格率にあげて、県内企業への就職を促進させていく。

(2) 若者定住による地域の活性化

本県の高校を卒業して県外の大学等に進学する者は進学者全体の約64%に達している（労働局就職状況調査）。また、県外の大学等に進学した者の内、Uターン就職する学生は約20%に留まっている（同調査）。本特例措置が適用されれば、情報処理技術者試験の資格取得が有利となるため、県内の専修学校等への進学者が増大するとともに、全国的に比べても雇用状況が良い状況の中で、地元企業への就職も進むため、少子高齢化の中で、地域の大きな担い手となる若者の定住が促進されることになり、産業だけでなく、地域の活性化にも大きく貢献することが期待できる。

(3) 各学校のカリキュラムや指導内容の工夫を促進

県内の情報処理関係の専修学校においては、学生一人一人の能力・個性に合わせたカリキュラムを設定して授業を行っており、社会のニーズに即応し

た人材育成を図っている。今回、「初級システムアドミニストレータ試験」および「基本情報技術者試験」の午前試験科目の免除を受けるためには、受講生が経済産業大臣による初級システムアドミニストレータ試験および基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を終了したことができることを確認されることが必要である。これを目指して、専修学校のカリキュラムや指導内容等がより工夫されることになり、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られる。

(4) IT人材の増大

初級システムアドミニストレータ試験および基本情報技術者試験は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生や情報サービス産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められている。このため、当該特例措置が適用されれば、受験者の一時的な負担が軽減され、資格取得を志望する学生等と合格者の増加が予想され、本県のIT人材の増大にも寄与することが期待できる。

また、当該特例措置を活用すれば、民間資格を持ちながらも時間的に余裕のない社会人などの受験者も負担が軽減されるため、受験機会の拡大と合格者の増加が見込め、情報サービス企業や一般企業のIT部門への人材流入が図られ、県内におけるIT人材の裾野の拡大が促進される。

(5) 民間資格の活用による効果

民間資格の取得者が、当該特例措置を受けて情報処理技術者試験の資格を取得することは、民間資格に不足していた知識を身に着けることとなり、より高度なスキルを持ったIT人材が輩出されることが期待できる。また、本特例措置で活用する民間資格は国際的に認定された資格であり、国内外においてそのスキルを証明することができ、国際的に通用するIT人材の輩出が一層促進される。こうした人材が増大することにより、県内の情報サービスを始めとする本県産業の更なる発展が進むことになる。

さらに、民間資格を持つ者はITに関して一定のレベルの知識を持っており、最小の時間で高いレベルの人材を産み出すことができ、スケジュールやカリキュラム設定などにおいて、講座開設者は本特例措置による講座をフレキシブルに開催することが可能となり、本県において、IT人材がより多く輩出されることが可能となる。

6 構造改革特区計画の目標

今回申請する「ふくいIT達人育成特区」は、情報サービス企業や一般企業のIT人材の育成・確保を図るものであり、具体的な数値目標（初級システムアドミニストレータ試験および基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴うIT人材の増加を図るものである。

(1) 合格率の向上

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率の向上の成果目標を設定して、取り組んでいく。

表1 情報処理技術者試験の目標値

試験名	合格率	過去3年間の合格率の推移			目標値 (19年度)
		15年度	16年度	17年度	
初級システムアドミニストレータ試験	福井県	23.3%	27.5%	26.8%	30.0%
	全国	28.7%	27.8%	27.7%	
基本情報技術者試験	福井県	14.2%	14.9%	13.3%	15.0%
	全国	17.0%	16.3%	13.5%	

(2) 優秀なIT人材の輩出

受験者の負担が軽減され、午後における実務的な分野の試験に集中することが出来れば、合格率や合格者数の向上および効率的な資格取得が可能になるが、さらに、受験者の負担軽減が、より高度な分野の資格や技術取得を目指す者の増加が期待でき、県内の企業に対して、より高度なIT技術を身に着けた優秀な人材を供給していくことができる。

(3) 県内企業への就職促進

今後の本県経済を発展させていくためには、高度な技術をマスターした情報処理技術者が必要である。本特例措置を適用することにより、初級システムアドミニストレータ試験および基本情報技術者試験の受験者、合格者の増大が予想される。一方で、県内の情報サービス企業や一般企業では情報処理技術者が不足している状況にある。この状況を解消するため、情報処理技術者試験に合格した者を県内企業に就職させて行くことが重要である。県内の専修学校生等は地元志向が強く、県内企業に就職を希望する割合が高いため、県内企業で活躍するIT技術者の増加が期待できる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業のIT化による活性化

デジタル技術やネットワーク化が急激に進展する中で、県内企業もその利活用により経営を高度化していかなければならない。こうした状況の下で、本特例措置が適用されれば、IT技術を必要とする企業側において、情報技術に関する一定の知識・技能を持ち、部門内またはグループ内の情報化をエンドユーザーの立場から推進できる人材の確保や育成が容易となるため、企業内のIT化が進み、事

務や作業の効率化による生産性の向上だけでなく、新たなビジネスチャンスの創出が容易となる環境が整備され、企業の競争力が高められるとともに、将来における企業のさらなる発展の一助となることが期待される。

(2) 情報サービス関連産業の集積と企業誘致の促進

今後の本県の産業を活性化していくためには、地域産業のIT化の促進と並んで新たなIT需要が喚起していくことが必要である。本特例措置が適用されれば、情報サービス産業において企業の求めるITスキルを持つ人材の確保が容易となり、情報サービス企業の発展とともに新たな情報サービス分野におけるベンチャーの創出を通して情報サービス産業の集積が促進されることが期待される。

また、人材確保が円滑に進むことで、本県が力を入れる情報サービス産業などの先端技術産業の誘致が促進され、その結果として、雇用の増大に加えて先端技術が本県産業に普及し、県内企業の技術力向上といった波及効果が生まれることが考えられる。

(3) IT人材の裾野拡大

産業界においては、IT技術の活用は不可欠となり、今後は各企業にIT化の推進役となる人材の存在が必要とされる状況にある。本特例措置の適用は、専修学校等の在学中の資格取得を支援するとともに、企業への就職支援につながるものである。また、学生などの若い世代に、より高度な資格取得を喚起し、さらに高度な人材育成へと導くことが可能となる。さらに、社会人の資格取得の促進が、情報サービス企業や一般企業のIT部門への転職による雇用増加や、IT人材の裾野拡大による県内産業の活性化が予想される。

(4) ICTの利活用による県民生活の向上

本県では現在、ICT (Information&Communications Technology) が支える豊かな県民生活を目指す「u-ふくい推進指針」(福井県第3次情報化推進指針)を策定中である。今後の情報通信は人と人、組織(企業や行政)と組織、人と組織を繋ぐコミュニケーション手段として、より一層利用が増していくが、本特例措置によりIT人材が増加すれば、その実現を担うことになり、県民のICTリテラシー向上に大きく寄与することが期待される。県民の誰もが、どこに住んでいても、特別な苦労なくICTを生活の一部として使いこなすことにより、ワークスタイルの多様化、災害や犯罪、食への不安等からの安全・安心の確保、遠隔診療等が支える健康長寿、暮らしやすさや豊かな自然など本県の魅力の全国への発信などが可能となり、全国に誇れる「情報立県」の実現が加速されることが期待される。

8 特定事業の名称

(1) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前の試験を免除する講座開設事業(1131(1143))

(2) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前の試験を免除する講座開設事業(1132(1144))

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 人材の育成・確保

■ 県産業情報センター・インキュベーター施設の運営

優秀で創造的な IT ベンチャー事業者を支援するため、産業情報センターに個室型インキュベートルーム、共同研究室等を設置、運営する。

■ デジタル映像産業人材養成事業

今後発展が見込めるデジタル・コンテンツ産業の振興と CG (コンピュータ・グラフィック) 活用による企業の生産性向上を図るため、CG の基礎から高度な利用技術に関する研修を実施する。

(2) 県内企業の IT 化促進

■ 先進的 IT 技術導入による販路拡大推進事業

県内中小企業の競争力向上と販路拡大を図るため、先進的なシステム開発など共同で IT 技術を導入する取り組みを支援する。

■ 窓口相談事業・専門家派遣事業

県内中小企業の IT を活用した経営革新を促進するため、成功事例の紹介や IT 導入に関するアドバイスなどを行い IT 化を支援する。

(3) 販路の拡大

■ 大都市圏販路開拓強化事業

大都市圏在住の企業 OB 等をアドバイザーやサポーターに委嘱し、その人脈を活用して大都市圏の企業の発注情報を収集・提供するとともに、大都市圏において県内中小企業との商談交流会を開催し、県内企業との取引や販路の開拓を支援する。

■ IT ベンチャー育成支援事業

技術的・経営的な情報交換、ビジネス・パートナーや新規顧客を獲得する機会を増やすことにより、IT ベンチャー企業の育成を支援するため、同業種や異業種の交流会を開催する。

(4) 県内情報サービス産業の技術力向上

■ 産学官連携による「メイド イン ふくい」ソフト開発支援事業

IT 分野における産学官連携の推進により、全国展開できる福井発のソフト開発を支援し、県内情報サービス産業の技術力向上や知名度の向上、新規受注の拡大を図る。

(5) 情報サービス企業誘致のための優遇制度

■ 企業立地促進補助金

本県に進出した情報サービス企業に対し、投下固定資産額および新規雇用人数の要件を満たした場合に、土地の取得費や建物建設費、通信費、人件費を対象経費として補助する。

■ 誘致企業支援補助金

本県に進出した情報サービス企業に対し、企業立地促進補助金の交付対象となった企業に対し、電気料などの事業活動費や建物建設費、機械設備費などの施設整備費を補助する。

別紙－ 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

特定事業 1 1 3 1 (全ての履修項目を講座のみで履修する講座 (従来の特例措置))

2 当該規則の特例処置の適用を受けようとするもの

学校法人 アイビー学院 アイビーテクノカレッジ
(福井県坂井郡丸岡町熊堂 3 - 7 - 1 - 1 4)

学校法人 昭和学園 大原情報ビジネス専門学校 福井校
(福井県福井市御幸 1 - 9 - 2 4)

アイビー教育環境 株式会社
(福井県福井市御幸 2 - 4 - 1 みゆき研修プラザ)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①初級システムアドミニストレータ講座 (A コース) 別添資料 1 のとおり
②初級システムアドミニストレータ講座 (B コース) 別添資料 2 のとおり
③初級システムアドミニストレータ講座 (C コース) 別添資料 3 のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の 7 割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ①修了認定に係る試験は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める期間に 2 回実施する
- ②修了問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。
- ③修了認定に係る試験会場は、当該講座が開設される場所とする。
- ④修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。
- ⑤当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果について、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知する。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験日の科目のうち、第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

特定事業 1 1 4 3 (一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座 (第 7 次提案を受けた拡充措置))

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

認定講座を共同で開設する者として、

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地 : 〒 1 0 1 - 0 0 4 4 東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7

代表者 西 川 靖 俊

(プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役)

(2) 認定講座の運営者

学校法人 アイビー学院 アイビーテクノカレッジ

所在地 : 〒 9 1 0 - 0 3 4 7 福井県坂井郡丸岡町熊堂 3 - 7 - 1 - 1 4

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

① 「初級システムアドミニストレータ講座」(C I W 併用コース)

④初級システムアドミニストレータ講座 (D コース) 別添資料 4 のとおり

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

② 「認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業省もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

① 民間資格試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得すること。

② 前号に加え、認定講座を 7 割以上の出席を以って履修し、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、J A C C が定めるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

① 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

② 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とする。

③ 修了認定に係る試験の問題は、J A C C が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

④ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、この事務を指定した者に代行させることができる。

⑤ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しとを併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知する

ものとする。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称およびその試験項目

名称「C I Wアソシエイト」

試験項目：「C I Wファンデーション」

(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネントⅠ
	2 サービス・コンポーネントⅡ
	3 サービス・コンポーネントⅢ
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTML コーディングⅠ
	2 HTML コーディングⅡ
	3 HTML コーディングⅢ
	4 HTML コーディングⅣ
(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用

)	
	2 拡張言語テクノロジー I
	3 拡張言語テクノロジー II

当該民間資格試験に使用する言語 日本語
 当該試験事業が開始された日 2001年 6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙— 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

特定事業 1 1 3 2 (全ての履修項目を講座のみで履修する講座 (従来の特例措置))

2 当該規則の特例処置の適用を受けようとするもの

学校法人 アイビー学院 アイビーテクノカレッジ
(福井県坂井郡丸岡町熊堂 3 - 7 - 1 - 1 4)

学校法人 昭和学園 大原情報ビジネス専門学校 福井校
(福井県福井市御幸 1 - 9 - 2 4)

アイビー教育環境 株式会社
(福井県福井市御幸 2 - 4 - 1 みゆき研修プラザ)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①基本情報技術者講座 (E コース) 別添資料 5 のとおり
②基本情報技術者講座 (F コース) 別添資料 6 のとおり
③基本情報技術者講座 (G コース) 別添資料 7 のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の 7 割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ①修了認定に係る試験は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める期間に 2 回実施する
- ②修了問題は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する試験問題を使用する。
- ③修了認定に係る試験会場は、当該講座が開設される場所とする。
- ④修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。
- ⑤当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果について、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知する。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験日の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの

開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

特定事業 1 1 4 4 (一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座 (第 7 次提案を受けた拡充措置))

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

認定講座を共同で開設する者として、

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：〒 1 0 1 - 0 0 4 4 東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7

代表者 西 川 靖 俊

(プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役)

(2) 認定講座の運営者

学校法人 アイビー学院 アイビーテクノカレッジ

所在地：〒 9 1 0 - 0 3 4 7 福井県坂井郡丸岡町熊堂 3 - 7 - 1 - 1 4

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

① 「基本情報処理技術者試験対策講座」(C I W 併用コース)

④ 基本情報技術者講座 (H コース) 別添資料 8 のとおり

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。

② 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業省もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

① 民間資格試験「 C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「 C I W アソシエイト」資格を取得すること。

② 前号に加え、認定講座を 7 割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、 J A C C が定めるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

① 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

② 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とする。

③ 修了認定に係る試験の問題は、 J A C C が統一して作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

④ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、この事務を指定した者に代行させることができる。

⑤ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しとを併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知する

ものとする。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における

当該民間資格の名称およびその試験項目

名称「CIWアソシエイト」

試験項目：「CIWファンデーション」

(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
	2 サービス・コンポーネント II
	3 サービス・コンポーネント III
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTML コーディング I
	2 HTML コーディング II
	3 HTML コーディング III
	4 HTML コーディング IV

(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー I
	3 拡張言語テクノロジー II

当該民間資格試験に使用する言語 日本語
 当該試験事業が開始された日 2001年 6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。